



平成 29 年 3 月 28 日  
日本原子力発電株式会社

## 東海発電所・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法<sup>※1</sup>（以下、「原災法」という。）に基づき、平成 28 年 3 月 28 日に修正した東海発電所・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画<sup>※2</sup>について、同法に規定されている毎年の見直しを行った修正案を取りまとめ、平成 29 年 1 月 19 日から関係自治体との協議<sup>※3</sup>を開始しました。

（平成 29 年 1 月 19 日発表済み）

同計画について、原災法に基づき、関係自治体との協議を経たうえで、本日、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出ました。

当社としましては、今後とも、東海発電所・東海第二発電所の原子力防災対策に万全を期してまいります。

（参考）

協議を行った関係自治体  
茨城県、東海村

※1：原子力災害対策特別措置法（原災法）

平成 11 年 9 月 30 日に発生した JCO ウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年 12 月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、平成 24 年 6 月に改正された。

※2：原子力事業者防災業務計画

原災法第 7 条に、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画を作成すること、および、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第 2 項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

原子力事業者防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

※3：関係自治体との協議

- ・原災法第 7 条第 2 項の規定に基づき、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画を修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事と協議をすることが定められている。
- ・協議対象の関係自治体：茨城県、東海村

添付資料：「東海発電所・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正  
要旨

以 上

◆完本はこちら

- ・東海発電所 原子力事業者防災業務計画
- ・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画

## 「東海発電所・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

原子力災害対策特別措置法第7条第1項に基づき、東海発電所・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表します。

1. 修正年月日：平成29年3月28日

### 2. 主な修正内容

章	内容	修正案の概要（主要なもの）
第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	—
第2章 原子力災害 事前対策	原子力災害に備え事前に行う体制の整備、放射線測定設備および原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育および訓練の実施等	<p>&lt;第5節&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う名称変更（事業本部制を反映。）</li> </ul> <p>&lt;第8節&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美浜原子力緊急事態支援センター運用開始に伴う変更（美浜原子力緊急事態支援センター運用開始に伴う同センターの組織概要および支援内容を変更。また、同センターの保有資機材を追記。）</li> </ul>
第3章 緊急事態 応急対策等	緊急時活動レベル（EAL）により発生事象を連絡・通報した場合等の、迅速かつ円滑な応急対策を行うための施設の立上げ、連絡・通報、体制の確立、ならびに情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	—
第4章 原子力災害 中長期対策	原子力緊急事態解除宣言があった以降の中長期対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	—
第5章 その他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等	—